

# 広島県和服裁縫業最低工賃

1 適用する家内労働者

広島県の区域内で和服裁縫業に係る業務(手縫いによる業務に限る。)に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 次の表の左欄に掲げる品目に応じ、1枚(名古屋帯及び袋帯にあつては1本)につき、右欄に掲げる金額

(2) 最低工賃額が適用される業務は、次のとおりである。

生地: 絹(表生地が絹90%以上)

工程: 裁ち合わせ、地直し、縫製及び押しの全ての工程

品目	金額
振りそで	25,000円
留めそで	28,000円
羽織	12,000円
訪問着	23,000円
付け下げ	16,000円
長着	14,000円
長じゅばん	9,000円
喪服	17,000円
道行コート・道中着	16,500円
名古屋帯	4,300円
袋帯	4,200円

4 効力発生の日

令和7年8月27日

# 和服裁縫業の委託者の方へ 広島県和服裁縫業最低工賃が 改定されました！



以下の方が、当該最低工賃が適用される委託者に該当します。※1

広島県内で手縫いによる和服裁縫業務に従事する家内労働者※2に、  
以下の1及び2の業務を直接委託する者であること

※1 呉服屋、仲介業者を問わず、家内労働者に直接委託した場合は委託者となります。

※2 常態として同居の家族以外の他人を使用している方は、家内労働者にはなりません。

- 1 生地：絹（表生地が絹90%以上のもの）
- 2 工程：①裁ち合わせ、②地直し、③縫製、④押し の全ての工程  
※一部の工程のみを委託した場合は、当該最低工賃は適用されません。

## 最低工賃表

1枚（名古屋帯及び袋帯は1本）

品目	金額	品目	金額
振りそで	25,000円	長じゅばん	9,000円
留めそで	28,000円	喪服	17,000円
羽織	12,000円	道行コート 道中着	16,500円
訪問着	23,000円		
付け下げ	16,000円	名古屋帯	4,300円
長着	14,000円	袋帯	4,200円

※ひとえ、あわせ等いずれの仕立て方であっても当該最低工賃が適用されます。



効力発生日：令和7年8月27日

## 最低工賃ってなに？

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図ることを目的として、家内労働手帳の交付の徹底、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置などを定めた家内労働法が制定されています（家内労働法第1条第1項）。

家内労働法では家内労働者の労働条件の最低基準が定められています。

- ➡ 最低工賃は一定の単位ごとに工賃の最低額を決めるものです（家内労働法第13条第2項）。
- ➡ 家内労働法では「委託者は決められた最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない」と規定されており、委託者が最低工賃額に満たない工賃額を家内労働者と取り決めたとしても、その取り決めは無効となります（家内労働法第14条及び第16条）。
- ➡ 家内労働法では、委託者は、家内労働者に「家内労働手帳」を交付し、委託のつと、「必要事項を記入しなければならない」と定められています（家内労働法第3条第1項、第2項）。  
記入すべき内容は、「家内労働者の氏名」、「委託者の氏名」、「工賃の支払方法」、「不良品の取扱いに関する定めをする場合にはその定め」などです。
- ➡ 委託者は、委託者になった場合には遅滞なく、それ以降は毎年4月1日現在の状況について、4月30日までに「委託状況届」を労働基準監督署に提出しなければなりません（家内労働法第26条）。

家内労働法の概要などを掲載した「家内労働のしおり」はこちら 



 詳細については、下記にお問い合わせください。

広島労働局 賃金室 Tel.082-221-9244



労働基準局広報キャラクター  
たしかめたん